

平成 17 年 2 月 18 日

各 位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
株式会社 UFJ ホールディングス
株式会社東京三菱銀行
株式会社 UFJ 銀行
三菱信託銀行株式会社
UFJ 信託銀行株式会社
三菱証券株式会社
UFJ つばさ証券株式会社

新グループの商号、合併比率などを含む「統合契約書」の締結について

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 畔柳信雄^{くろやなぎのぶお}） 株式会社 UFJ ホールディングス（取締役社長 玉越良介^{たまごしりょうすけ}） 株式会社東京三菱銀行（頭取 畔柳信雄^{くろやなぎのぶお}） 株式会社 UFJ 銀行（頭取 沖原隆宗^{おきほらたかむね}） 三菱信託銀行株式会社（取締役社長 上原治也^{うえはらちや}） UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 安田新太郎^{やすだしんたろう}） 三菱証券株式会社（取締役社長 加根弘一^{かねこういち}） UFJ つばさ証券株式会社（取締役社長 藤本公亮^{ふじもとこうめいすけ}）の 8 社は、各社の株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提に、本年 10 月のグループ経営統合に向けて鋭意準備を進めておりますが、今般、「統合契約書」を締結いたしました。

「統合契約書」は、両グループの統合全体ならびにグループ各社間の統合について、商号や合併比率、その他の主要条件を定めたもので、主な内容は次のとおりです。

1. 商号について

仮称としておりました新グループ各社の商号を、正式に以下のとおりとします。

- (1) 新持株会社： 商 号「株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ」
英文名称「Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.」
「株式会社三菱 UFJ ホールディングス」（英文名称「Mitsubishi UFJ Holdings, Inc.」）より変更。
- (2) 新普通銀行： 商 号「株式会社三菱東京 UFJ 銀行」
英文名称「The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.」
- (3) 新信託銀行： 商 号「三菱 UFJ 信託銀行株式会社」
英文名称「Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation」
- (4) 新証券会社： 商 号「三菱 UFJ 証券株式会社」
英文名称「Mitsubishi UFJ Securities Co., Ltd.」

2. 合併比率について

(1) 持株会社間の合併比率

持株会社間の合併に際して、U F Jホールディングス普通株式1株に割当てる三菱東京フィナンシャル・グループ普通株式は、0.62株とします。

会社名	三菱東京フィナンシャル・グループ	U F Jホールディングス
合併比率	1	0.62

* 本合併比率については、三菱東京フィナンシャル・グループは野村證券株式会社、モルガン・スタンレー証券会社、Lazard Freres & Co. LLC より、それぞれ、財務的見地から妥当である旨の意見表明を受け、U F Jホールディングスはメリルリンチ日本証券株式会社、J.P.モルガン証券会社より、それぞれ、財務的見地から公正である旨の意見表明を受けています。

また、U F Jホールディングス各種優先株式に対しては、三菱東京フィナンシャル・グループがそれぞれ同等の条件の優先株式を割当交付します。

(2) 普通銀行間の合併比率

普通銀行間の合併に際して、U F J銀行普通株式1株に割当てる東京三菱銀行普通株式は、0.62株とします。

会社名	東京三菱銀行	U F J銀行
合併比率	1	0.62

また、U F J銀行各種優先株式に対しては、東京三菱銀行がそれぞれ同等の条件の優先株式を割当交付します。

(3) 信託銀行間の合併比率

信託銀行間の合併に際して、U F J信託銀行普通株式1株に割当てる三菱信託銀行普通株式は、0.62株とします。

会社名	三菱信託銀行	U F J信託銀行
合併比率	1	0.62

また、U F J信託銀行各種優先株式に対しては、三菱信託銀行がそれぞれ同等の条件の優先株式を割当交付します。

(4) 証券会社間の合併比率

証券会社間の合併に際して、U F Jつばさ証券普通株式1株に割当てる三菱証券普通株式は、0.42株とします。

会社名	三菱証券	U F Jつばさ証券
合併比率	1	0.42

* 本合併比率は、株式会社GMDコーポレートファイナンス(KPMGインターナショナルのメンバーファーム)が市場株価方式、修正純資産方式および収益方式による分析結果を総合的に勘案し算定した結果を参考として、合併当事者間で協議し決定しました。

* 本合併比率については、三菱証券はドイツ証券会社東京支店、U F Jつばさ証券はリーマン・ブラザーズ・インクより、それぞれ、財務的見地から妥当である旨の意見表明を受けています。

以上

【ご参考資料】

「統合契約書」に規定されている「合併契約書」の主要事項について

「統合契約書」の規定に従って、三菱東京フィナンシャル・グループおよびUFJグループ各社は、今後、平成17年4月末日以前の可能な限りの早期に、商法408条に規定する合併契約書（以下「合併契約書」）をそれぞれ締結します。「統合契約書」に規定されている「合併契約書」の主要事項は、それぞれ以下のとおりです。

(1) 新持株会社

商号	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (英文名称) Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.
統合の形態	三菱東京フィナンシャル・グループを存続会社、UFJホールディングスを消滅会社とする合併
合併期日	平成17年10月1日(予定)
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者	会長 玉越 良介 副会長 上原 治也 社長 畔柳 信雄
上場取引所	東京、大阪、名古屋、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所
合併比率	UFJホールディングス普通株式1株につき、三菱東京フィナンシャル・グループ普通株式0.62株を割当交付(以下、略)

(2) 新普通銀行

商号	株式会社三菱東京UFJ銀行 (英文名称) The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
統合の形態	東京三菱銀行を存続会社、UFJ銀行を消滅会社とする合併
合併期日	平成17年10月1日(予定)
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者	会長 三木 繁光 副会長 玉越 良介 頭取 畔柳 信雄
合併比率	UFJ銀行普通株式1株につき、東京三菱銀行普通株式0.62株を割当交付(以下、略)

(3) 新信託銀行

商 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
(英文名称) Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation
統合の形態 三菱信託銀行を存続会社、UFJ信託銀行を消滅会社とする合併
合併期日 平成17年10月1日(予定)
本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
代表者 会長 内海 暎郎
社長 上原 治也
合併比率 UFJ信託銀行普通株式1株につき、三菱信託銀行普通株式0.62株を
割当交付(以下、略)

(4) 新証券会社

商 号 三菱UFJ証券株式会社
(英文名称) Mitsubishi UFJ Securities Co., Ltd.
統合の形態 三菱証券を存続会社、UFJつばさ証券を消滅会社とする合併
合併期日 平成17年10月1日(予定)
本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
代表者 会長 五味 康昌
副会長 加根 弘一
社長 藤本 公亮
上場取引所 東京、大阪、名古屋の各証券取引所
合併比率 UFJつばさ証券普通株式1株につき、三菱証券普通株式0.42株を
割当交付(以下、略)

以 上

* 意見書の作成は複雑な手続きであり、部分的な分析や要約に必ずしも馴染む性質のものではありません。各社より提出された上記各意見書は、各社取締役会に宛てられたものであり、合意された合併比率が各社又は各社普通株主にとって財務的見地から妥当または公正であることのみを述べており、各社株主が本経営統合又はその他の事項についてどのように議決権を行使すべきかについて各社株主に対して推奨するものではありません。尚、メリルリンチ日本証券株式会社及びJ.P.モルガン証券会社より提出された上記意見書の全文は、本経営統合に関して三菱東京FGが米国証券取引委員会(以下、SEC)に提出するForm F-4(以下、F-4)のドラフトに記載される予定です。UFJホールディングス普通株主の皆さまにおかれましては、F-4のドラフト及びSECに提出されるその他の関連書類を、それらの各書類が公開され次第お読み頂くとともに、これらの書類の修正書類及び追補書類もお読み頂くようお願い致します。F-4には、本経営統合に関する重要な情報が記載される予定です。

米国証券取引委員会 (SEC) への文書提出

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ (「MTFG」) は、株式会社 UFJ ホールディングス (「UFJ」) と MTFG の経営統合に伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会 (「SEC」: U.S. Securities and Exchange Commission) に提出する可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、その内容には、目論見書 (prospectus) 及びその他の文書が含まれることとなります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、UFJ は、当該経営統合を承認するための投票が行われる予定である株主総会の実施日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書をその米国株主各位に対して発送する予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、MTFG に関する情報、UFJ に関する情報、本経営統合、及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれることとなります。UFJ の米国株主におかれましては、UFJ 株主総会において本経営統合について決定なさる前に、本経営統合に関連して SEC に対して提出される可能性のある Form F-4、目論見書、及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4 が提出された場合、Form F-4、目論見書、及びその他、本経営統合に関連して SEC に提出される全ての文書は、提出後に SEC のホームページ (www.sec.gov) にて無料で公開されます。なお、株主の皆様には、本経営統合に関連して SEC に提出される目論見書及びその他全ての文書を無料にて配布させていただきます。配布のお申し込みは、お電話・お手紙・電子メールにて承ります。

MTFG 担当者:

Mr. Hirotsugu Hayashi
〒100-6326
東京都千代田区丸の内2丁目4番1号
丸の内ビル26F
電話: 81-3-3240-9059
メール: Hirotsugu_Hayashi@mtfg.co.jp

UFJ担当者:

Mr. Shiro Ikushima
〒100-8114
東京都千代田区大手町1丁目1番1号
電話: 81-3-3212-5458
メール: shiro_ikushima@ufj.co.jp

さらに、MTFG は、Form F-4 (提出することになった場合)、目論見書、及びその他、本経営統合に関連して SEC に提出する全ての文書に追加して、年次報告書 (アニュアル・レポート) 及びその他の情報を SEC に提出することが義務づけられます。これらの SEC に提出される報告書及びその他の情報等については、SEC 内に設置されている公開閲覧室 (public reference rooms 住所: 450 Fifth Street, N.W., Washington, D.C. 20549) 又はニューヨーク州ニューヨーク市・イリノイ州シカゴ市の公開閲覧室において閲覧・コピーが可能です。公開閲覧室に関する詳しい情報については、SEC までお電話にてお問い合わせ下さるようお願いいたします。(電話番号: 1-800-SEC-0330) なお、SEC に提出された文書は、SEC のホームページ (www.sec.gov) 又は民間の文書検索サービスを通して入手可能です。

将来の見通しに関する記述

本書には、MTFG、UFJ、及び本経営統合完了後の事業についての将来の見通しに関する情報及び記述が含まれています。将来の見通しに関する記述とは、歴史的事実を述べるものではない記述を意味します。こうした記述には財政状態に関する見通し及び予測 (financial projections and estimates) 及びその前提、将来の事業・製品・サービス等に関する計画・目的・期待に関する記述、並びに将来のパフォーマンスに関する記述が含まれます。将来の見通しに関する記述は、一般に、期待する ("expect,") 予想する ("anticipates,") 考える ("believes")、意図する ("intends,")、予測する ("estimates") 又はその他これに類似した表現により特定されます。MTFG 及び UFJ の経営陣は、そうした将来の見通しに関する記述に反映されている期待は合理的なものであると考えますが、将来の見通しに関する情報及び記述は、様々なリスクや不確定要素により影響を受ける事にご注意下さい。その多くは予測困難かつ MTFG 及び UFJ の統御を越えたものである為、将来の見通しに関する記述の中で言及・示唆・予測されている情報及び記述は、実際の結果や状態と大きく異なる可能性があります。かかるリスクと不確定要素には、MTFG が SEC に提出する可能性がある Form F-4 登録届出書に含まれる目論見書の "Cautionary Statement Concerning Forward-Looking Statements" (将来の見通しに関する記述についての注意事項) 及び "Risk Factors" (リスク要因) の項に列挙されたもの等を含めて、MTFG 及び UFJ が SEC 又はその他の現地当局へ公式に提出した文書中で検討又は指摘されている事項が含まれます。MTFG 及び UFJ は、適用法により義務づけられている場合を除き、将来の見通しに関するいかなる情報及び記述もそれを更新又は改定する義務を一切負わないものとします。